

亀山市消防本部告示第2号

亀山市火災予防条例（平成17年亀山市条例第147号）第62条の2第1項の規定により、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

亀山市消防長 豊田達也

- 1 催しの名称 亀山大市
- 2 催しの開催場所 亀山市東町及び本町の一部
- 3 催しの開催期間 令和8年1月24日及び同月25日
- 4 催しの主催者 亀山大市実行委員会 会長 笠間 清